

○議員提出議案第3号 守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の臨時特例に関する条例案

□□□審議経過□□□

＝議会運営委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本議員提出議案は、梅村議員ほか3名から提出されたものであり、昨年の6月及び9月定例会で提出されました条例案と同様、今期中の臨時特例として、議長、副議長、議員、それぞれの報酬を一律20%、減額する条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、今期、同一の内容として3度目の提案であることを鑑み、その提案趣旨及び説明に一貫性や正確な根拠があるのかといった視点から、慎重に審査を行った次第であります。

提出者からは、市民に負担を強いる前に、まずは議員自らが身を切る改革が必要であるという思いを基礎としており、議員報酬削減により新たな財源が生まれ、例えば、学校警備員を常駐させるなど、必要なところに財源として充てていくことが可能となるのではないかと提案趣旨は、昨年の当初の提案時から何ら変わるものではないとの主張がなされました。

これに対し、議員に予算編成権がないことを質したうえで、提出者が市政の重要課題と考える学校警備員の常駐については、これまで提出者自ら一般質問などにおいて一切取り上げたことがなく、唐突に述べられたものに過ぎない。このような姿勢は、様々な機会を捉え執行機関に対し、監視を行い、さらには改善に向け提言していくという議員として本来あるべき活動を行っていない中での発言であり、極めて理解に苦しむものである。

さらに、提出者が属する会派は、広く市民に対し、例示としてあげた学校警備員の問題だけをことさらに強調し、あたかも報酬削減条例案に反対すれば、こどもの安心・安全を重要視していない議員であると断定するような発信をしていることについては、明らかに事実誤認であり、自らの主張のみが正しいものであるかのように誘導するものである。

さらには市政の問題をただ単に自らの報酬削減条例案の理由として利用しているのではないかと疑念まで抱かせるような行為であると厳しく指摘がなされたわけであります。

そのほか、新たな提案趣旨や明確な根拠のないまま幾度も同じ条例を提案することは厳に慎まれるべきであり、また、これまでも指摘してきたように条例提案にあたっては、根拠ある説明と様々な意見を交わしていくという真摯な姿勢を持つことがまずもって重要であるとの意見などが出され、賛成少数により、否決すべきものと決した次第であります。

なお、西尾委員におかれましては、報酬削減分を学校警備員の常駐という特定の施策に充てるという理由は後付けで述べられたものであり、また、そもそも予算編成権のない議員には実行不可能なことを目的としている。さらに市民に対しても事実を色付けし、報酬削減の正当性を主張しているなど、納得できるものではないこと。

竹嶋委員におかれましては、報酬削減には賛同できるものであるが、趣旨弁明や委員会審査での説明を鑑みると、今回は賛成することはできないとの理由から、それぞれ反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。